

2016年9月コード委員会(報告書)で提示されたコード改正案のポイント

2017年2月のコード委員会に向け、加盟国に意見照会されたコード改正案、報告書及び作業計画(2017年1月12日OIEへの提出締切り)

章	名称(英語)	名称(仮訳)	参照付属書No. (コード委員会報告書 のAnnex番号)	次回総会への採択提案	改正案ポイント
1	- Glossary Part A, A' and A''	用語集 (新規: pathogenic agent) (修正: animal health status, captive wild animal, feral animal, infection, infestation, notification, wild animal) (削除: post journey period, quality, travel, transport, transporter, zoonosis)	4	○	○「OIE基準及びOIEガイドライン」については、本年9月の理事会の議論を踏まえ、2017年2月のコード委員会で検討。 ○現行のコードには、病原体を表す多くの同義語が使われているため、“pathogenic agent”に統一していく。 ○オックスフォード英語辞典に適切な記述のあるもの、用語集で定義する要件に沿わない用語は削除。 ○各章の見直し作業に合わせて関連する用語を見直し。 ○その他、文法や表記の修辭的な修正。
2	Glossary Part B and B'	用語集 (修正: Containment zone, Free zone, Infected zone, Protection zone, Zone/Region) (修正(初回): Compartment, Disease, Vaccination)	5	×	○提案されている他の用語の定義や各章の修正に合わせて関連する用語を見直し。 ○より広い意味に解釈可能となるよう修正。
3	1.2.1 Criteria for the inclusion of diseases, infections and infestations in the OIE list	疾病、感染及び外寄生のOIEリスト化基準	6	○	○重複や表現の明確化等の修辭的な修正。
4	1.3 Disease listed by the OIE	OIEリスト疾病	7	○	○他の章との関連付けや重複を避けるための修辭的な修正。
5	新規章 2.X Draft new chapter on criteria for assessing the safety of commodities	物品の安全性評価の基準	8	○	○加盟国からのコメントにより、「OIEにより適用される」基準であることを明確化するためタイトルを修正。
6	4.3 Zoning and compartmentalisation	地域別政策及び区画化政策	21	×	○目的の記載場所を序論の冒頭に移動。 ○第4.3.2条(概論)において、業界の責任(バイオセキュリティ措置の適用、動物及び人の移動の文書化及び記録、品質保証制度、改善措置の文書化、サーベイランスの実施、迅速な報告並びに容易に閲覧可能な記録の維持)についての記載を復帰。 ○第4.3.4条(清浄地域)において、サーベイランスの目的を明確化するとともに、サーベイランスが常に客観的であるべき旨を強調。 ○用語集の修正に合わせ、汚染地域の定義を修正。 ○明確化のため防護地域の設置場所を追記。 ○封じ込め地域の定義に、当該地域の管理法を追加。 (その他コード委からのコメント) ○疾病別個別章に地域別政策についての勧告がなければ、どの疾病に対しても本章の勧告が適用できる。 ○地域別政策は状況により獣医当局の責任で利用されるため、コードで詳細に規定するべきでない。各疾病横断的な章が適用される場合、疾病個別章を同時に参照すべきである。このことについてUsers Guideに記載することを検討するようOIE本部に依頼。 ○今回の修正で、封じ込め地域の使用法と目的が明確化され、また封じ込め地域の清浄ステータスの再獲得についても明確化された。

7	新規章 4.X	Draft new chapter on vaccination	ワクチン接種	22	×	<p>○防疫計画に役立つワクチン接種の実施に資するため、加盟国へ指針を提供することを目的に、横断的な章を新規に提案。ワクチン接種の目的や用語を定義し、ワクチン接種計画の内容等について一般的な考え方を記載。</p> <p>○用語集に記載されているvaccinationの記述が新規章の内容と整合性がとれていないため、用語集の定義を修正。</p> <p>○ワクチン接種による疾病ステイタスへの影響について、「各疾病個別章に記載が無ければ、ワクチン接種は、国又は地域の疾病ステイタスに影響を与えず、貿易を中断させないものとする。」と記載。</p>
8	4.8	Collection and processing of in vitro derived embryos from livestock and equids	家畜及び馬の体外作成受精卵／卵子の採取及び処理	23	×	<p>○体外での受精卵作成が世界的に増加しており、その貿易に伴うリスクについて専門家の助言を求めるよう加盟国から要求があったことを受け、国際受精卵移植学会(IETS)からの提案をもとに第4.8.7条を修正した。</p> <p>○コード委及びラポ委は、体外作成受精卵及び卵子による疾病の伝播リスクを評価するための研究データ及び資金が不十分である旨をコメントし、OIE本部が加盟国の関心を高め、コードとマニュアルの見直しに資する研究のための資金を集める必要があることに合意した。</p>
9	4.11.4	Somatic cell nuclear transfer in production livestock and horses	生産家畜及び馬の体細胞核移植	24	×	<p>○第4.11.4条に記載のある「半定量的リスク評価」は、第2.1章(輸入リスク分析)に記載がなく、また、「輸入リスク分析ハンドブック」(OIE発行)の中で、半定量的リスク評価は客観性と精度において紛らわしい印象を与え、矛盾する分析結果を導きかねないとの記述を引用した加盟国からのコメントを考慮し、記載を修正。</p>
10	5.3	OIE procedures relevant to the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures on the World Trade Organisation	WTOのSPS協定に関するOIEの手続き	9	○	<p>○OIEにおける「zone」が、WTO・SPS協定における「region」や「area」と同じ意味であることを追加。</p> <p>○輸出国の措置の同等性を判断する際に輸入国が考慮すべき点に、安全な物品の存在を追加。</p>
11	6.7	Harmonisation of national antimicrobial resistance surveillance and monitoring programmes	全国的な抗菌剤耐性サーベイランス及び監視プログラムの調和	25	×	<p>○耐性菌の広がりを防止し、抗菌剤の適切な選択に資するために重要な薬剤耐性のサーベイランス・モニタリングの対象として、動物飼料を追加。</p> <p>○サーベイランス・モニタリングの対象となりえる細菌の例を追加。</p> <p>○常在細菌のサーベイランス・モニタリングは、一貫性及び調和の観点から、と畜場において健康家畜から採材した細菌について行うべきであることを明確化。</p> <p>○薬剤感受性試験のデータは定性的だけでなく定量的に報告すべきと修正。</p> <p>○記録すべき情報として、動物の抗菌剤への暴露等を追加。</p>
12	新規章 6.X	Draft new chapter on prevention and control of Salmonella in commercial cattle production systems	商業利用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理	10	○	<p>○予防、管理措置の設計の際、適正農業規範やHACCPの原則を適宜考慮することを追加。</p> <p>○バイオセキュリティ計画に含めるものとして、感染の疑い又は感染している動物がいる場合の措置を追加。</p> <p>○感染しているか不明の牛を導入する場合に加え、他の牛に混合する場合にも、事前に検査を適宜検討することを追加。</p> <p>○牛の間のサルモネラ伝播を防ぐために、牛を齢に応じて分けて管理することを追加。</p> <p>○ストレスによって牛のサルモネラへの感受性が高くなる可能性があることを追加。</p> <p>○抗菌剤の使用は、臨床的な腸サルモネラ症の治療が必要な場合のみに限るべきことを強調。</p>
13	新規章 6.Y	Prevention and control of Salmonella in commercial pig production system	商業利用豚生産システムにおけるサルモネラの予防と管理	11	○	<p>○予防、管理措置の設計の際、適正農業規範やHACCPの原則を適宜考慮することを追加。</p> <p>○バイオセキュリティ計画に含めるものとして、感染の疑い又は感染している動物がいる場合の措置を追加。</p> <p>○感染しているか不明の豚を導入する場合に加え、他の豚に混合する場合にも、事前に検査を適宜検討することを追加。</p> <p>○豚の移動や混合は、豚の生涯を通じて最小限にすべきと修正。</p> <p>○病気の豚を健康な豚から離すべきことを追加。</p> <p>○給水・配水システムに鳥、げっ歯類、野生動物が侵入できないようにすべきことを追加。</p> <p>○抗菌剤の使用は、臨床的な腸サルモネラ症の治療が必要な場合のみに限るべきことを強調。</p>
14	新規条 7.1.X	Draft new article on guiding principles on the use of animal based measures	動物を基礎とする測定指標の使用のための指導原則	26	×	<p>○加盟国がアニマルウェルフェアの章を実施する際の指導原則の条を追加。</p>

15	7.11.6	Animal welfare and dairy cattle production systems	アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム	12	○	○雌牛一頭当たり少なくとも一空間を設けるのは、牛舎の設計で雌牛が休息するための場所が個別になっている場合であることを明確化。
16	7.12	Welfare of working equids	役用馬のウェルフェア	13	○	○活発で機敏な馬が沈鬱、無関心、不活発等である場合にはすべて、ウェルフェア上の問題を示唆していると修正。 ○ストレスを指し示す行動に、異常な鳴き声、興奮、排便を追加。 ○長い繊維の草は、消化にとって重要であることを追加。 ○動物の全体的な状況やその他の要因(気候等)に配慮し、労働負荷を調整すべきことを明確化。
17	新規章 7.X	Draft new chapter on animal welfare and pig production systems	アニマルウェルフェアと豚生産システム	27	×	○アニマルウェルフェアの章に「アニマルウェルフェアと豚生産システム」を追加。 ○すべての豚生産システムに共通する事項を本章に含めることと定義(捕獲された野生の豚は適用範囲から除外) ○主に、定義、適用範囲、豚の生産システム、ウェルフェアの基準(測定指標)、勧告、参考文献から構成。
18	8.3	Infection with bluetongue virus	ブルータンゲ	28	×	○ラボ委からのアドバイスにより、感染の定義にワクチン株特異的な抗原又は核酸が検出された場合を新たに追加。 ○第8.3.7条について、「季節性清浄国」を削除し、「(国を含む)季節性清浄地域」との表現にした。 (その他コード委からのコメント) ○病原性株と非病原性株を区別する手法がないため非病原性株を感染の定義から除くことができないこと、及び上述の通り感染の定義にワクチン株に関する項目を含めることについてラボ委の議長と議論を行った。
19	新規章 8.X	Draft new chapter on infection with Mycobacterium tuberculosis complex	結核菌群感染症	14	○	○加盟国からのコメント、専門家や科学委員会からの意見により、本コードの対象動物に、新世界ラクダ科を再度追加。通常見られるケースではないものの集中して飼養されている場合に、ラクダ自身の他、人や牛への感染源となり得る。ただし、確定検査方法がないため、新世界ラクダの清浄国・地域・群の項目を記載することはできない。同様に山羊の清浄ステータス要件の記載もできない。 ○第8.X.6条の野生動物のレゼルボアがある場合の清浄群ステータス維持について、明確化のため修正。(前回日本コメントに対する修正) ○第8.X.8条の繁殖用山羊の輸入の要件について、運送前に清浄群での6ヶ月間飼育との記述は、潜伏期間の長さを考慮すると適切であるため削除。
20	10.4.25	Infection with Avian influenza viruses	鳥インフルエンザ	15	○	○卵及び卵製品のウイルスの不活化条件について、OIEコラボレーティングセンターによる新たな研究データにより、物品毎の温度及び時間を修正。
21	11.11	Lumpy skin disease (caused by group III virus, type Neethling)	ランピースキン	16	○	○科学委の提案により、清浄ステータスの回復の条項を新設。(臨床・ウイルス学的・血清学的サーベイランスが実施された場合、摘発淘汰後14ヶ月経過。臨床サーベイのみ場合は摘発淘汰後26ヶ月経過。発生がない国・地域で予防的ワクチンが実施された場合、臨床・ウイルス学的・血清学的サーベイランスが実施されれば最後のワクチン接種後8ヶ月経過。) ○第11.11.4条(非清浄国・地域からの牛・水牛の輸入条件)について、ワクチン後の血清学的検査の有用性について加盟国から疑義が呈されたことに対し、完全な検査でなくとも依然として抗体検査は必要であり、これが28日間の検疫期間を必要とする理由でもあるとの科学委の意見に同意する。 ○第11.11.13条(皮の輸入条件)について、加盟国からのコメントに応じ、具体的に異なる不活化方法を記載。
22	12.10	Infection with Burkholderia mallei (Glanders)	鼻疽	17	○	○本章で用いられている“glanders”を“infection with B.mallei”に変更 ○加盟国からのコメントに応じ、科学委員会からの助言を受けサーベイランスの条項を規定(12.10.8、12.10.9)

23	15.1	Infection with African swine fever virus	アフリカ豚コレラ	18	○	<p>○OIEマニュアルに合わせて、豚での潜伏期間を修正(15日→19日)。 ○ヒメダニは必ずしも疫学に関与しないため、15.1.2条第6号及び7号を修正。 ○皮及び狩猟記念品の輸入について、清浄国の全ての豚由来の場合と家畜及び飼育野生豚由来の場合の要件を分けて記載。 ○ウイルスの不活化条件を更新(乾燥保存豚肉の不活化方法のうち、塩蔵されない場合の条件を削除し、「検討中」を削除)。</p> <p>(その他コード委からのコメント) ○リスク評価・管理においては、飼育野生豚は疫学上、家畜豚とともに扱われるべきであり、遺伝的な考察は本章では行わない。 ○輸入国と輸出国は、輸入条件を同意するため、第5部の関連章に従うべきである。(前回日本コメントへの回答) ○ダニ採取法であるフラッキング法の参考文献を報告書で紹介。</p>
24	新規章 15.X	Draft new chapter on infection with porcine reproductive and respiratory syndrome virus	豚繁殖・呼吸障害症候群	19	○	<p>○第15.X.1条に記載していた豚の本ウイルスに対する感染性に関する記述について、本章のどこにも引用されておらず、混乱を招くため削除。 ○加盟国から提供された根拠を評価した結果、生鮮肉を介したウイルス伝播の証拠がないため、生前・と畜後検査に合格した豚由来である条件を追加した上で、安全物品に生鮮肉を追加。</p> <p>(その他コード委からのコメント) ○加盟国からのコメントに対し、野生豚は家畜豚群における疫学上の重要な役割をもたないことを再度強調。</p>
25	4.16.3	High health status subpopulation	高度な衛生状態にある馬群	20	○	<p>○「高度な衛生・能力状態(HHP)の馬の管理のためのOIEハンドブック」がOIEウェブサイトで公開されたことに伴う修正。 ○他の馬疾病章は、HHP証明書に関するアドホックグループの提案を考慮し、今後更新していく。</p>
26	-	Future Work Programme for the Terrestrial Animal Health Standards	今後のコード委員会の作業計画	29	×	別資料
-	-	-	慢性消耗生疾患(CWD)のリスト疾病化の検討	-	×	○加盟国からのコメントを検討した結果、OIE本部に対して、CWDに関するデータを分析できる疫学の専門家を招集しリスト疾病化の検討を行うよう依頼した。
-	8.8	Infection with foot and mouth disease virus	口蹄疫	-	×	○アドホックグループにおいて、ワクチン接種コンパートメント、より大きな封じ込め地域、ワクチン接種動物の移動といった新たな概念が提案され、科学委員会及びコード委員会で検討中。他の章や用語の定義にも影響があり、これらと矛盾のないようにコード改正案を検討。
-	11.4	Bovine spongiform encephalopathy (BSE)	牛海綿状脳症	-	×	○アドホックグループは、定型と非定型を区別する症例定義を含めること及びサーベイランスの条項を見直すため、BSEの章を大きく改定。